



修繕対応指定給水装置工事事業者登録制度が始まりました。

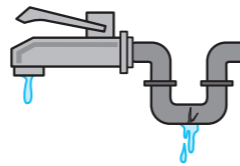
平成22年8月1日より、さいたま市では修繕工事に対応できる指定工事事業者を募集し、登録する制度を始めました。

この制度は、お客さまからの修繕工事依頼に対して、修繕工事に対応する指定工事事業者（修繕対応事業者）を優先的にご紹介するものです。

登録されている修繕対応事業者は、修繕工事に対応できる時間帯、休業日、見積りの説明、工事内容の説明を明確にして、お客さまに誠意を持って対応することを条件として、水道局が募集し、それに応募してきた指定工事事業者です。

修繕工事を依頼するにあたっては、電話受付センターにお問い合わせいただくか、水道局ホームページの登録業者一覧表から条件にあった修繕対応事業者を選んでください。

なお、漏水している場所が、配水管から水道メーターまでの間は、水道局で修繕を行いますので、速やかに水道局までご連絡いただくか、電話受付センターまでご連絡ください。



●水道の修繕工事について

修繕工事は、お客さまと水道工事店との間でご契約いただくものです。

契約する際は、工事内容、工事費用について十分に説明を受けてください。

いくつかの見積りと工事内容を検討いただき、契約を行うようにしてください。

工事終了後トラブルにあわないためには

- 1 工事着手前に工事内容、所要時間、見積り金額について十分な説明を受けてください。
- 2 工事施工中はできるだけ立会い、不明な点はその場で確認してください。
- 3 追加工が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の見積りを必ず確認してください。

受水槽(タンク)や高置水槽の管理は十分に

貯水槽水道を利用している皆さまへ

貯水槽水道の管理は、これを設置した方が行うこととされています。

容量が10m³を超える受水槽については、年1回の清掃・管理状況の検査が義務づけられていますが、10m³以下であっても設置した方が責任をもって清掃等の管理をするようお願いいたします。詳しくは、給水装置課にお問い合わせください。

次のような適切な管理を行ってください。

1 水槽の清掃

1年以内ごとに1回、専門の清掃業者で行ってください。

2 水槽の点検

以下の項目について、定期的に点検してください。

- 1 水槽の周囲は清潔に。汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- 2 水槽のひび割れ、漏水はありませんか。
- 3 水槽内に沈殿物や浮遊物はありませんか。
- 4 水槽のふたにカギはかかっていますか。
- 5 オーバーフロー管や通気管の防虫網に異常はありませんか。

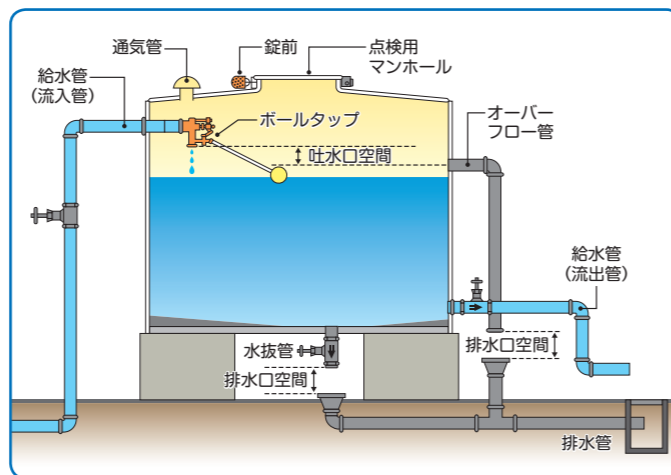
異常があった場合は、施設の補修などを行ってください。

3 水質検査の実施

1日に1回無色透明なガラス製のコップにじゃ口から水を採り、以下の項目についてチェックしてください。

- ①色は ②にごりは ③においは ④味は

異常があった場合は、検査機関に検査を依頼してください。



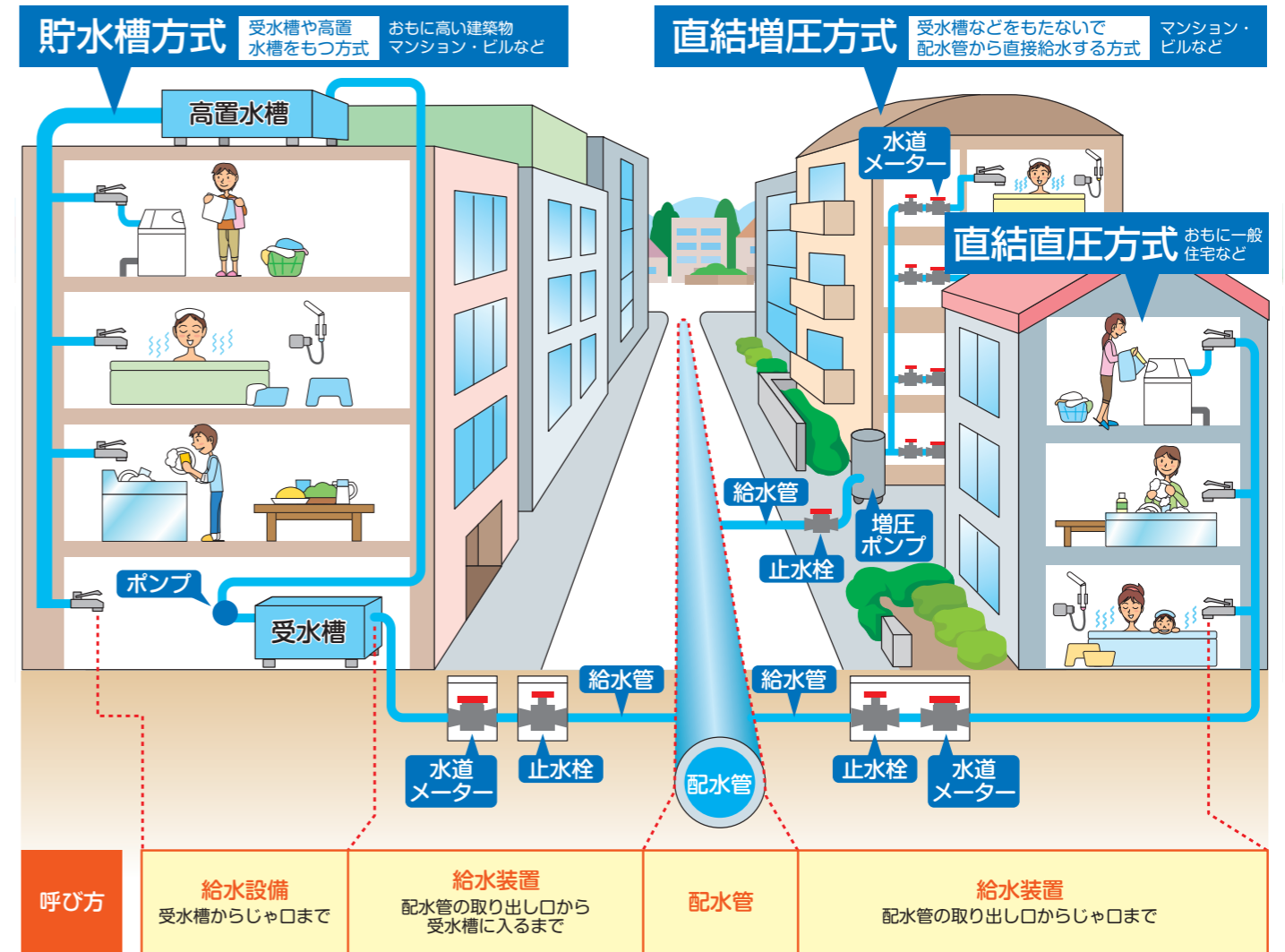
4 給水の停止および関係者への周知

万一のときは…水の汚染に気づいたら、ただちに給水を停止し、利用者や水道局の窓口に連絡してください。

お問い合わせは

給水装置課 貯水槽水道係 ☎714-3012

家庭の水道のしくみ



配水管

直結直圧方式 水道メーターまで ※所有者等の負担となる場合があります。

貯水槽方式 水道メーターまで ※所有者等の負担となる場合があります。

直結増圧方式 止水栓まで ※所有者等の負担となる場合があります。

※貯水槽や増圧ポンプはこれを設置した方の負担となります。

水道局

修繕受付専用

フリーダイヤル ☎0120-189-240

いち は く ツー ホー を

所有者等

修繕対応事業者または、指定給水装置工事業者に連絡して下さい。